



令和5年度 事業所内・院内保育施設利用者に対する保育料負担軽減補助について

こちらは、事業所内・院内保育施設をご利用する**第2子以降のお子さま（0～2歳児クラスの住民税課税世帯）**が対象の、保育料補助金に関するご案内です。

【ご注意ください】

最終締切の提出期限日（令和6年4月12日消印有効）までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

- 郵送での申し込みの場合、特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨します。
- ポスト投函により消印日が間に合わなかった場合も、補助金はお支払いできません。

1. 補助対象者 → 2. 補助対象施設 → 3. 補助金額 → 4. 補助金請求 → 5.

認定については
[こちら](#)



以下の①～⑤の全てを満たす方が対象です。

- ① 月の初日に区内在住であり、**第2子以降**であること。
- ② 保育の必要性を判定する教育・保育給付認定（2号・3号）を受けていること。
- ③ 保育料を滞納していないこと。
- ④ 補助金の交付を受けようとする期間内に、保育室・保育ママ・認証保育所・企業主導型保育施設の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする期間内に、幼稚園に在園していないこと。

1. 補助対象者 → 2. 補助対象施設 → 3. 補助金額 → 4. 補助金請求 → 5. 交付決定

対象施設：認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の**証明書が発行**されている施設

※要件を満たせば、区外施設も対象です

☆区内施設は世田谷区ホームページからご確認ください☆

子ども・教育・若者支援⇒保育⇒保育施設・事業⇒認可外保育施設⇒

「認可外保育施設（ベビーホテル・事業所内・院内・その他）
一覧と利用する際の留意点」（ページ番号：185252）



1. 補助対象者 → 2. 補助対象施設 → 3. 補助金額 → 4. 補助金請求 → 5. 交付決定

☆令和5年10月以降のご利用分から、**第2子以降のお子さまの補助金額が一律となります**

子順	補助金額（月額） 4月～9月	補助金額（月額） 10月以降
第2子	13,000円	25,000円
第3子以降	25,000円	

1. 補助対象者 → 2. 補助対象施設 → 3. 補助金額 → 4. 補助金請求 → 5. 交付決定

必要書類をホームページ(ページ番号 **207158** )よりダウンロードしてご提出ください。

(1) **申請に必要な書類** ※兄弟姉妹の場合は、それぞれでご提出ください。

ホームページはこちら

- ① 施設等利用費請求書
- ② 在籍証明書(施設に記載いただく書類です)
- ③ 家族状況届出書(年度の初回申請時のみ)



✓ **補助金をお支払いした方には**、下記の配布時期に、区から次回請求分の書類(施設等利用費請求書および在籍証明書)をお送りします。ただし、**年度の初回申請用の書類は、お送りしていませんので**、昨年度ご申請した方も、ダウンロードのうえ改めてご提出ください。

✓ 令和5年度第3回から、継続交付確認依頼書を廃止いたしました。なお、以前配布していた継続交付確認依頼書をお持ちの場合は、そちらでご請求いただくことも可能です。

(3) 提出方法

上記の必要書類を、郵送(以下に掲載)または窓口で提出してください。



令和6年4月12日(金)を過ぎるとお支払いできませんので、ご注意ください。

※請求書等をご提出いただいても、審査の結果によって、補助金が交付できないことがあります。

*「令和5年度補助金交付スケジュール」

申請回 (請求可能期間)	申請書等 配布時期	申請書類等 提出期限 (当日消印有効)	支払通知書等 送付時期(予定)	口座振込 時期(予定)
第1回 (4月～6月分)	初回申請用の書類は 送付していません	5年7月14日	5年8月下旬	5年8月下旬
第2回 (4月～9月分)	5年9月中旬	5年10月13日	5年11月下旬	5年11月下旬
第3回 (4月～12月分)	5年12月中旬	6年1月15日	6年2月下旬	6年2月下旬
第4回 (4月～3月分)	6年3月中旬	6年4月12日 ※最終締切	6年5月下旬	6年5月下旬

1. 補助対象者 → 2. 補助対象施設 → 3. 補助金額 → 4. 補助金請求 → 5. 交付決定

書類審査のうえ、交付の可否と支払い金額を決定します。補助金の交付の可否については、通知によりお知らせします。お電話での補助金額の回答はできませんのでご了承ください。

【 提出・問い合わせ先 】

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分) TEL 03-5432-2313

(月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)除く)午前8時30分～午後5時15分)

●「施設等利用費請求書」の記入例・注意

様式（第2条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

請求日 年 月 日

西暦でも和暦でも構いません

世田谷区長 あて

施設等利用費請求書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援

訂正する場合は=で消し、訂正印または訂正署名をお願いします。

※修正液は使用しないでください。

必ず押印してください

※押印がない場合は返送いたします

西暦でも和暦でも構いません

4. 課税状況を区が確認

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	セタガヤ タロウ	生年月日	年 月 日
氏名	世田谷 太郎 印	〒154-0017	
※慎重払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	世田谷区世田谷4-21-27 印
		電話	03-5432-1111 03-5432-2313

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0 0 1 0 7 0 8
--------------	--	------	---------------

「第3号」にチェックしてください。

認定番号がわからない場合は記入不要です。

児童手当を所得制限で受給されていない場合、口座情報を確認できない場合がありますので、口座記入にご協力いただくようお願いいたします。

3. 慎重払いの振込先について、口々にレ点をつけてください（※1）

<input type="checkbox"/>	児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要あり）		
<input checked="" type="checkbox"/>	公務員等で世田谷区からの児童手当支給がない方などは、下記に振込口座		
金融機関番号	9 9 0 0	金融機関名	ゆうちょ 銀行・信用金庫・農協・信用組合
支店番号	1 9 8	支店名	一九八
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
口座名義（カタカナ）	セ タ ガ ヤ	ハ ナ コ	

ゆうちょ銀行の場合は、支店名、店番号、口座番号にご注意ください。（次頁参照）

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名・押印してください

私（申請者）は、上記口座名義人に補助金の受取を委任します。

申請者氏名 世田谷 太郎 印

4. 下記世帯に該当する場合は、口々にレ点をつけてください。

私（申請書）の属する世帯は、生活保護世帯に該当します。

申請者と口座名義人が異なる場合は、委任署名・押印が必要となります。

お問い合わせセンター 電話番号

生活保護を受けている方のみレ点をしてください。

ゆうちょ銀行の店番号・口座番号・店名の確認方法

◎お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の最後に「8」をつける

最後の「1」をとる

店番号 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

店名 一九八 店

◎記号が「0」から始まる場合

記号番号 0 1 9 3 0 - 1 - 1 2 3 4 5 6

2～3桁目の数字の最後に「9」をつける

「使いません」

そのまま

店番号 1 9 9 口座番号 1 2 3 4 5 6

店名 一九九 店

●「家族状況届出書」の記入例・注意

同一生計の家族全員についてご記入ください。届出者、通所児童、通所児童の兄弟等を含みます。

消せるボールペンは使用しないでください。

年 月 日

家族状況届出書

届出者 住所 世田谷区世田谷 4-21-27

氏名 世田谷 太郎

訂正をする場合は＝で消し、訂正印または訂正署名をお願いします。
※修正液は使用しないでください。

続柄は通所児童から見た続柄を記入してください。

届出者は「施設等利用費請求書」の請求者と同一人を記入してください。

同一生計の方で、単身赴任等で同住所にお住まいでない方は「職業・通学（園）先等」欄に、お住まいの住所をご記入ください。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
1 セタガヤ ジロウ	本人	令和〇.〇.〇	1	〇〇
世田谷 二郎	次男			
2 セタガヤ タロウ	父	平成〇.〇.〇	30	〇△会社 〇〇県△△市□□
世田谷 太郎				
3 セタガヤ ハナコ	母	平成〇.〇.〇	29	
世田谷 花子				
4 セタガヤ イチロウ	兄	平成〇.〇.〇		
世田谷 一郎				
5 セタガヤ タモツ	祖父	昭和〇.〇.〇	63	〇〇会社
世田谷 保				
6 セタガヤ	祖母	昭和〇.〇.〇	60	無職
世田谷				

認可保育園に入園の申込をされている場合は、「保育所等入園（転園）申込書」に記載の家族状況と同じ内容を記入してください。

同一生計の全員を記入してください。